

中間試験 欠席者の取扱いについて

以下に定められる理由により試験を欠席した学生は、未済措置を申請することができる。

未済受付方法・未済日程について

受付日時：2018年11月26日(月) 9:00-17:00
 受付場所：社会科学部事務所
 申請に必要な物：1. 欠席理由を証明する書類 ※下記参照
 2. 学生証
 申込料金：1科目 1,000円 ※ただし、下記④に該当する場合に限り、無料
 未済措置方法発表：2018年11月28日(水)予定
 未済試験実施：2018年12月3日(月)予定
 未済試験会場・時間割：後日お知らせします。

未済措置が認められる欠席理由及び証明書類について

欠席理由		必要な証明書類等	注
①	病気	医師の診断書	A
②	忌引	会葬礼状	B
③	交通事情	交通機関発行の事故または遅延証明書	C
④	他学部・他機関・他大学試験と時間が重複した場合	受験証明書	D
⑤	公務員試験・司法試験・公認会計士試験・その他資格試験	受験証明書	E
⑥	就職活動に関する試験・面接		
⑦	教育実習・介護体験実習	教育実習修了届・介護等体験証明書	
⑧	国体・ユニバーシアードおよびそれに相当する規模の大会参加	担当機関発行派遣依頼書	
⑨	裁判員として選任され、選任手続期日および審理・公判当日が試験時間と重なった場合	選任手続期日のお知らせ(呼出状)	
⑩	その他学部長が正当な理由を有すると認める場合	—	

提出された①～⑨の証明書類に問題がある場合、必要に応じて教務主任との面談を実施する。

注A: 治療・療養に必要な期間が明示されていないものは無効とする。

注B: 対象となるのは1親等(親、子)、2親等(兄弟姉妹、祖父母、孫)および配偶者とする。

注C: 該当駅で発行されるもの以外は証明書として認めない。鉄道会社HPから印刷した証明書は無効とする。

注D: 他学部・他機関・他大学の試験と時間が重複した場合は、「社会科学部学生」と「他学部・他機関所属学生」とで対応が異なるので注意すること。

1) 社会科学部学生

他学部・他機関等設置科目の試験を受験し、当該箇所「受験証明書」の発行を受け、社会科学部設置科目の未済措置を受ける。

2) 他学部・他機関所属学生

社会科学部設置科目の試験を受験し、社会科学部発行の「受験証明書」をもって、所属学部の試験の未済措置を受ける。

※社会科学部は、原則として通常の授業時間割で試験を行うが、他学部等の中には、試験時間割を別途編成して試験が行われる場合がある。この場合、試験時間割は通常の曜日・時限と異なるので注意すること。

特に他大学が実施する試験が重複する場合には社会科学部事務所まで申し出ること。

注E: あらかじめ社会科学部事務所で「受験証明書」を受取り、試験実施機関や企業等の担当者に必要事項を記入してもらい、未済受付期間に提出すること。

合格者を対象とした研修等と試験が重複する場合、事前に事務所に相談のこと。

※ 海外留学、就職活動に関する説明会、アルバイト等の都合による試験時間との重複は、試験欠席の理由に該当しないので注意すること。

※ 感染症及び怪我により入院又は外出不可能な状態になり、試験及び未済措置ともに受験できない者については学部事務所に試験前に電話により相談すること。なお、未済措置の申込みについても、期間外の申請は一切認めない。申請受付期間中に事務所に行くことができない場合は、その旨を申請期間中に事務所まで電話すること。